

# 8月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和元年8月20日(火) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣主任、福岡
	理事者	<b>【教育委員会】</b> 中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長  <b>【市長部局】</b> 真銅子ども未来部長、玉置子ども政策課長、大前保育総務課長、米田保育所・幼稚園課長
開催形態	公開(傍聴人 5人)	
議題	1 請願 請願第1号 「奈良市の公的広報誌『市民だより』と『奈良市公式ホームページ』に県立高校の再編問題に関する情報と奈良市内の県立高校並びに市立高校の校舎の耐震状況の掲載を求める」請願 請願第2号 「奈良市教育委員会が主体的に平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』の見直しをはたらきかけることを求める」請願  2 教育長報告 (1) 富雄第三幼稚園の再編実施方針について (2) 飛鳥幼稚園の再編実施方針について <b>非公開</b> (3) 令和元年度9月補正予算要求額について <b>非公開</b>	

	<p>3 議案</p> <p>議案第27号 令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書(平成30年度教育委員会活動の点検・評価報告)について</p> <p>議案第28号 月ヶ瀬公民館の臨時開館について</p> <p>議案第29号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について <b>非公開</b></p> <p>議案第30号 学校教育法施行細則の一部改正について</p> <p>議案第31号 令和2年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について <b>非公開</b></p> <p>議案第32号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱又は任命について</p> <p>議案第33号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について</p> <p>議案第34号 令和2年度奈良市立幼稚園園児募集要項について <b>非公開</b></p> <p>議案第35号 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>議案第36号 人事について <b>非公開</b></p> <p>議案第37号 奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>4 協議事項</p> <p>「働き方改革に関わって～学校における部活動の在り方について～」</p>
<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 請願</p> <p>請願第1号 「奈良市の公的広報誌『市民だより』と『奈良市公式ホームページ』に県立高校の再編問題に関する情報と奈良市内の県立高校並びに市立高校の校舎の耐震状況の掲載を求める」請願については、不採択とした。</p> <p>請願第2号 「奈良市教育委員会が主体的に平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』の見直しをはたらきかけることを求める」請願については、不採択とした。</p> <p>2 教育長報告</p> <p>(1) 富雄第三幼稚園の再編実施方針については、了承した。</p> <p>(2) 飛鳥幼稚園の再編実施方針については、了承した。</p> <p>(3) 令和元年度9月補正予算要求額については、了承した。</p> <p>3 議案</p> <p>議案第27号 令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書(平成30年度教育委員会活動の点検・評価報告)については、可決した。</p>

	<p>議案第28号 月ヶ瀬公民館の臨時開館については、可決した。</p> <p>議案第29号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第30号 学校教育法施行細則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第31号 令和2年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項については、可決した。</p> <p>議案第32号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第33号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第34号 令和2年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、可決した。</p> <p>議案第35号 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第36号 人事については、可決した。</p> <p>議案第37号 奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>4 協議事項 「働き方改革に関わって～学校における部活動の在り方について～」は、情報交換・協議した</p>
担当課	教育委員会 教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	皆さんおそろいでしょうか。
教 育 部 長	教育長。本日、理事者であります一条高等学校事務長が欠席いたしておりますので、ご報告いたします。
教 育 長	<p>分かりました。</p> <p>本日は、5名の校長が出席いたしておりますので、紹介いたします。 東市小学校 中校長、帯解小学校 村田校長、富雄北小学校 後藤校長、 富雄中学校 矢追校長、飛鳥中学校 的場校長、 それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	本日の資料は、事前にお配りしております資料のとおりです。
教 育 長	<p>本日の委員会は、全員が出席しており、委員会は成立いたします。 只今から、8月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、畑中委員、岡本委員でお願いいたします。</p>

次に、会議録の確認を行います。

令和元年7月の定例教育委員会、7月16日開催分でございますが、会議録の署名委員は、畑中委員、岡本委員でございましたが、いかがでしょうか。

畑中委員  
岡本委員

結構です。

教育長

続きまして、令和元年8月臨時教育委員会、8月2日開催分の会議録の署名委員は、都築委員、柳澤委員ですが、いかがでしょうか。

都築委員  
柳澤委員

結構です。

教育長

ありがとうございました。

案件に入る前に、林政行様ほか4名の方から傍聴の申し出がありましたので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき、5名の方に傍聴券を交付いたしておりますので、ご報告をいたします。

それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、請願2件、教育長報告3件、議事11件、協議事項1件、合計17件であります。

本日の案件のうち、教育長報告(2)、議案第31号、34号は「公表前の情報に関する案件」、教育長報告(3)は「議会の議決を経るべき案件」、議案第29号は「公開により審査の公平性に支障をきたす案件」、議案第35号及び37号は「議会の議決を経るべき事案に関連する案件」、議案第36号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、教育長報告(2)及び(3)、議案第29号、31号、34号、35号、36号、37号は非公開とすることに決定をいたします。

なお、議案第36号の案件につきましては、関係部課長のみの審議といたします。

それでは、公開の案件から審議を始めます。

今回、教育委員会に請願書が提出されております。請願は、請願法第5条により、「請願は、官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならない。」とされています。従いまして、教育委員会ではこのことを受け、本日の定例教育委員会会議で審議を行いたいと思っております。

なお、請願第1号、第2号とも内容が関連する案件であるため、請願2件は一括審議といたします。

また、請願についてでございますが、請願者より本会議で陳述することができる機会を設けてほしいとの要望が出ております。従いまして、請願案件につきまして陳述を前提として請願者の出席を許可したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

教育委員

異議なし。

教育長

それでは、請願者の出席を許可します。請願者の方、お入りください。まず、請願の概要につきまして、請願内容の主管課であります教育政策課長より報告願います。

教育政策課長

請願第1号及び請願第2号につきまして、説明させていただきます。お手元の請願第1号、第2号の資料をご参照ください。

請願第1号につきましては、2名の方から提出された請願で、令和元年7月26日に受理をしたものでございます。

請願の件名といたしましては、「奈良市の公的広報誌『市民だより』と『奈良市公式ホームページ』に県立高校の再編問題に関する情報と奈良市内の県立高校並びに市立高校の校舎の耐震状況の掲載を求める」請願でございます。

請願項目としましては2項目ございまして、まず1つ目の項目としまして、平成30年10月5日に可決された「奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例」により、奈良市内の平城・西の京・登美ヶ丘の各県立高校が不適當に閉校となり、入学募集枠が減ることで、奈良市在住の中学生以下の進路選択に著しい被害が発生する。この事実を「しみんだより」と「奈良市公式ホームページ」に掲載し、情報の提供を行うこと。

そして、2つ目の項目といたしまして、市内に存在する県立高校の耐震状況を同じく「しみんだより」に掲載し、災害時の避難場所としての公的施設の実態を周知すること。

以上、2項目でございます。

請願理由につきましては、請願書のとおりとなっております。

続きまして、請願第2号につきましては、こちらにつきましても2名の請願者から提出されたもので、令和元年7月26日に受理をしたものでございます。

請願の件名といたしましては、「奈良市教育委員会が主体的に平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』の見直しをはたらきかけることを求める」請願でございます。項目といたしましては5項目ございまして、「奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例」の見直しに係わる5項目について、奈良市教

育委員会が奈良県教育委員会と奈良県議会にはたらきかけることを求めるものでございます。

1項目が、拙速な高校再編による奈良市内の中学生以下の生徒への被害を防ぐため、本件条例のうち、奈良市に存在する県立高校については、一旦条例の執行を停止すること。

2項目が、奈良市の県立高校進学者数に適した、奈良市に存在する県立高校7校の募集定員を確保すること。

3項目が、奈良市内の県立高校7校について、住民参加の観点で入学希望者や保護者、卒業生、市民の意見を広く聞く。併せて進学実績や学校評価などから客観的評価により課題を明確化し、本件条例の見直しを時間をかけて丁寧に行うこと。

4項目が、奈良市内の県立高校が築き上げた大学進学を継続的に確保できる対策を行うこと。

5項目が、奈良高校の耐震対策は急務であり、本件条例と分離して対策を検討すること。この際、高校の校舎が災害時の重要な避難拠点施設となる観点からも、耐震計画に積極的に協力すること。

以上の5項目となっております。

そして、請願理由につきましては請願書のとおりでございます。

教 育 長

それでは、請願の具体的な内容につきまして、奈良市教育委員会会議規則第20条に基づきまして請願者の陳述を認めたいと思います。

請願者より陳述をお願いすることにいたします。

なお、請願書は2名の方から連名で出ておりますが、説明は代表として1人とさせていただきます。時間は5分以内でお願いいたします。

それでは、請願者どうぞ。

請 願 者

おはようございます。

このたびは貴重な機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。委員の皆様方にも、また事務局の皆様方にもいろいろとご審議いただくこと、心より感謝申し上げます。

請願につきましては、もう1号、2号、読んでいただいたとおりのことでございます。資料もじっくりまた読んでいただいて、ほかにも読んでいただきたい資料がたくさんありまして、私の手元にある資料、山のようでありまして、その一部を見ていただくだけでもいいかなと思うのですけれども。

県教委が持つておられる資料、あるいはほかの部署が持つておられる資料、何千ページとありまして、膨大な資料を開示請求をお願いしまして持つております。また、この資料全てを皆さんに見ていただきたい気持ちなのですけれども、この資料をいろいろと読ませていただいた上で、また我々も活動を続けていく中で、やはり申し上げたいことは、平城高校かわいさで始めた活動ではあるのですけれども、平城高校のみなら

ず、また奈良高校のみならず、この高校再編というのは奈良市の未来に大きくかかわる大変重要な問題ですので、単に1つの学校のかかわりだけでやっていく活動ではありませんで、やはりこれからの奈良市の人口の問題にもかかわる大きな教育の問題だと思っておりますので、よくよくご審議いただきまして、そして、ぜひとも高校の存続、また定員の確保、特に普通科の人員の確保をぜひともお願いしたいところでございます。去年、実はこの問題に関していろいろと活動してくださった中に、三橋先生という奈良市議会の議員さんのお話がありましたので、それを少し紹介させていただきたいと思っております。

県立高校の再編計画のことについてであります、とりわけ県立奈良高校、平城高校、西の京、そして登美ヶ丘高校など、奈良市内に存する多くの高等学校が移転や統廃合の対象とされているところであります。とりわけ平城高校を事実上の閉校とし、その跡地に奈良高校を移転させるという内容については、前代未聞の再編計画だとして反対意見や見直しを求める意見が相次いでおり、在校生や受験生、保護者、卒業生などの思いや意見を無視したものと云わざるを得ず、ひいては過去先人たちが積み重ねてきた奈良県の公教育のあり方を揺るがすものであり、現在及び将来の県民の理解を得られるものとは到底考えることができないものであります。

この後、いろいろと奈良高校の歴史についても紹介してございまして、奈良高校がいかに奈良市の中において歴史を有し、また、春日山の近くで今の法蓮町内においてすばらしい伝統を築いてきたかということをお述べおられます。

また、平城高校につきましても、同様のすばらしい歴史を語ってござっております。奈良高校は3万人以上、そして平城高校は1万5,000人以上の生徒が卒業し、その多くの生徒が社会のために貢献する活躍をし続けているということであって、両校の両方とも健全な発展と、そしてまたあわせて奈良市内における多くの公立高校が普通科を有しながら発展される、そういう状況を十分に確保していただきたいことであると思っております。

特に大事なことは、中学生以下の子供たちにとっての進学先の確保が重要だと思っております。さらに、そこからその先に向けた高校卒業後の進路も含めて十分に資料をまたご清覧いただきまして、ご検討いただきたいところでございます。

以上です。

教 育 長

はい、ありがとうございました。それでは請願者席へお戻りください。提出されました請願書について、請願内容の所管課であります教育政策課から見解をお示しください。

担当課でございます教育政策課の見解でございます。

まず、請願第1号の請願項目1についてでございます。

こちらにつきましては、奈良県教育委員会においては、少子化による今後の生徒数の減少を踏まえ、県立だけでなく私立・国立高等学校等の配置状況や、令和2年度から実施される私立高等学校授業料実質無償化の影響等も考慮し、全県的な視野に立って、今回の高等学校の再編成を行うものだと認識しております。

そして、「県立高等学校適正化実施計画」については、昨年7月に奈良県議会で議決をされ、そして、「奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例」につきましても、昨年10月に奈良県議会で議決されております。

そうしたことから、弁護士資格を有しております市の職員の見解も確認をいたしましたけれども、請願人が述べられております「県立高校が不適当に閉校され」等の内容につきましては、県の事業に関する主観的な評価にわたるものであり、「ならしみんだより」と「奈良市公式ホームページ」等の市の広報は、公の利益のために公平・公正でなければなりませんので、特定の意見発信のための利用に供することは適切ではないのではないかと考えております。

そして、請願項目の2でございます。

災害時の避難場所としての公的施設の実態を周知することにつきましては、こちらにつきましては、奈良市教育委員会の所掌事務には含まれないものと考えております。

続きまして、請願第2号でございます。

請願第2号の請願項目1と3でございます。

奈良県の条例の執行や見直しにつきましては、奈良県及び奈良県教育委員会の責任において行われるものであって、それにつきましては奈良県教育委員会が具体的な働きかけを行うことは適切ではないのではないかと考えております。

そして、請願項目の2と4でございます。

少子化による今後の生徒数の減少を踏まえ、奈良県教育委員会において、全県的な視野に立って募集定員や再編計画を決定されるべきものと考えており、それについて奈良市教育委員会が特定の対応を求めて働きかけることは適切ではないのではないかと考えております。

ただし、今回の再編に関しまして、生徒や保護者が進路選択をする上で必要とする情報の提供につきましては、今後も引き続き県教育委員会に求め、適切な進路指導を行えるようにしてまいりたいと考えております。

そして、請願項目5でございます。

奈良県立高等学校の耐震対策につきましては、既に県のホームページでも公開されておりますけれども、県教育委員会の裁量判断によって計画的に行われるものであると考えております。そのため、耐震対策の進め

方等の具体的な内容については、奈良市教育委員会が具体的に関与するものではないのではないかと考えております。  
担当課の見解としては以上でございます。

教 育 長 今、課長の発言の中で、請願第2号、請願項目1と3のところで、奈良県の条例の執行や見直しについては、これは奈良県及び奈良県教育委員会の責任において行われると。それについて『奈良県教育委員会が』具体的に働きかけをという発言でしたが、『奈良市教育委員会が』の間違いですね。

教育政策課長 失礼いたしました。そうです。  
条例の執行や見直しにつきましては、奈良県及び奈良県教育委員会の責任において行われるものでございますので、『奈良市教育委員会が』具体的な働きかけを」でございます。  
訂正させていただきます。

教 育 長 『奈良市教育委員会が』に訂正いたします。  
それでは、何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。特段ございませんか、ただいまの見解についてよろしゅうございますか。

教 育 委 員 結構です。

教 育 長 それでは、まず請願第1号 「奈良市の公的広報誌『市民だより』と『奈良市公式ホームページ』に県立高校の再編問題に関する情報と奈良市内の県立高校並びに市立高校の校舎の耐震状況の掲載を求める」請願について、採決いたします。  
本請願の趣旨に賛同して、教育委員会として採択することに賛成の方はおいでになりますか。  
よろしゅうございますか。  
それでは、請願第1号については、不採択とするということに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員 異議なし。

教 育 長 それでは、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。  
次に、請願第2号「奈良市教育委員会が主体的に平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』の見直しをはたらきかけることを求める」請願について、採決を行います。  
本請願の趣旨に賛同して、教育委員会として採択することに賛成の方はおいでになりますでしょうか。

おられませんか。よろしゅうございますか。

それでは、請願第2号については、不採択とすることに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

それでは、本案件は以上となりますので、これで請願者の方はご退席をお願いいたします。

それでは、続きまして教育長報告に入ります。

教育長報告(1)「富雄第三幼稚園の再編実施方針について」、子ども政策課長より説明願います。

子ども政策課長

資料の2ページの「富雄保育園及び富雄第三幼稚園の再編方針について」をご覧ください。奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、富雄保育園と富雄第三幼稚園の民間移管及び統合により、公私連携型認定こども園を設置するものでございます。

今後の取り組みについてでございますが、令和元年度に移管先法人を選定をいたします。令和2年度に富雄保育園の引継・共同保育の実施と新園舎の施設整備を行います。令和3年度に富雄保育園を民間移管し、新園舎の施設整備終了後にこども園へ移行し、そして来年度の統合に向けて富雄第三幼稚園の引継・共同保育を実施いたします。令和4年度に(仮称)富雄こども園に富雄第三幼稚園の機能を集約し、令和5年3月末をもって富雄第三幼稚園は閉園といたします。

今後、9月中旬から下旬にかけて募集要項を公表して、業者選定に入っていく予定でございます。

参考といたしまして、2ページに富雄保育園と富雄第三幼稚園の園児数と築年数等を記載しているものでございます。どうぞよろしく願います。

教 育 長

この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

教 育 長

よろしゅうございますか。

ご意見ないようでございますので、教育長報告(1)「富雄第三幼稚園の再編実施方針について」は、了承いたします。

それでは次に、公開の議事に入ります。

議案第27号「令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書(平成30年度教育委員会活動の点検・評価)について」、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

教育委員会施策評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」となっております。

この施策評価の対象事務のうち、この報告書の9ページからの教育委員会の活動及び15ページから18ページまでの教育委員会が管理・執行する事務に関しましては、教育委員の皆様からご意見をいただき、そして、外部評価者といたしまして近畿大学経済学部長の仲林教授と奈良教育大学教育学部の橋崎准教授の2名の学識者との懇談会を開催するなど、ご意見をいただきながら点検・評価を行ったものがございます。

また、19ページから110ページまでにつきましては、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務となっておりますが、こちらにつきましても教育委員会事務局各課と外部評価者との懇談会を開催するなどして外部評価者からご意見をいただきながら、各事業の点検・評価を行い、報告書として取りまとめたものでございます。

この令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書を教育委員会でご議決いただき、9月の奈良市議会に提出しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。委員の皆様にも評価者の方とも議論をしていただきましたので、これを議会に提出するという段取りになりますが、それでよろしゅうございますか。つけ加えていただいたり、ここはという訂正箇所がありましたら、ご指摘いただいたらよろしいかと思っております。よろしゅうございますか。

教 育 長

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第27号「令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第28号「月ヶ瀬公民館の臨時開館について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

臨時開館をする日は、今年度11月3日の祝日、日曜日になっております。臨時開館する施設は奈良市の月ヶ瀬公民館でございます。  
次のページをご覧ください。  
今回臨時開館に至る理由についてですが、月ヶ瀬地域で毎年開いており

	<p>ます月ヶ瀬文化祭は、これまでから11月の第1日曜日に開催いたしておりました。しかしながら、公民館は月曜日、国民の祝日等が休館日であり、今年度に関しては、ちょうどその休館日に、文化祭の日程が重なったというのが理由でございます。</p>
教 育 長	<p>このことにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか。</p>
都 築 委 員	<p>1点よろしいですか。 この日開館されるということは、ほかの日を閉館されるということになるのでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>職員は交代で休暇をとる形になりますが、休館日を振り替えるということとはございません。</p>
都 築 委 員	<p>わかりました。 ほかの利用者に、ご不便をかけることもないということですね。</p>
教 育 長	<p>公民館が休館日なわけですから、休館日には出来ないというような判断に立って、別の日に行事をやるということは、事前に年間行事の中で想定はできなかったのですか。 それだけの理由でしたら、それは余り安易に認められることではないのではないかというふうに判断しますけれども。</p>
地域教育課長	<p>開催の時期が慣例、恒例になっているというところで、地域の事情等なかなか移しにくい状況がございましたので、今回は認めていただきたいと思えます。</p>
教 育 長	<p>条例に決まっていることですので、そこは認識をもう一回しっかりと改めていただきたいと思えます。 市民の方々に迷惑をかけることはないという、そういう扱いですので、今回のイレギュラーは認めるとして、よろしゅうございますか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、そういう意見も申し上げておきながら、本案を原案どおり可決することに決しまして、異議なしということにさせていただきます。 それでは、議案第28号「月ヶ瀬公民館の臨時開館について」は、原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第30号「学校教育法施行細則の一部改正について」、学校教育課長より説明願います。</p>

学校教育課長

本改正案は、奈良市立一条高等学校の学科再編に伴い、令和2年度入学者よりこれまでの数理科学科と人文科学科を普通科に再編し、新たに普通科（科学探求コース）が設置されたため、学校教育法施行細則に定める通学区域について所要の改正をしようとするものでございます。

お手元の資料の例規制定改廃調書をご覧ください。

4の制定改廃の概要に主な改正内容を示しております。通学区域といたしまして、現在は「外国語科、数理科学科及び人文科学科の通学区域は、県下全域とする。」となっておりますが、それを「普通科（科学探求コース）、外国語科、数理科学科及び人文科学科の通学区域は、県下全域とする。」に改正いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、この件につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

一条高等学校の学科再編に伴う通学区域の変更でございます。よろしゅうございますか。

ご意見ないようでございますので、議案第30号「学校教育法施行細則の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。次に、議案第32号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

いじめ防止生徒指導課長

奈良市いじめ防止連絡協議会委員は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめに関する奈良市の施策の効果的な推進や関係機関相互の情報交換を図り、学校と地域、そして管理機関等といじめの問題の対応に係る連携を図ることを目的として開催をいたします。構成につきましては、学校、児童相談所、弁護士、医師、奈良市管轄の警察、保護者代表、学識経験者、その他教育委員会が認める者10名以内とし、委員の任期は2年、教育委員会が委嘱又は任命をいたします。今回、前年度に委嘱又は任命をいたしました委員のうち3名の委員が、それぞれの組織の役職を退任をされましたことから、後任の候補者をご推薦いただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、ご意見ございませんでしょうか。

組織の人事異動等によるところが多いと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第32号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第33号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」、保健給食課長より説明願います。

保健給食課長

5月の定例教育委員会におきまして、システムの更新に伴い、過年度滞納分の学校給食費につきましては年度単位での徴収とすることから、必要に即した運用を行うため、関係様式の追加・変更をかけていただいたところでございます。

この度の変更は、学校給食費納付に伴う取扱い金融機関に、ゆうちょ銀行を加えることで、保護者の利便性が少しでも上がるものと考え、それに対応できる納付書とするため、様式を変更するものです。

それでは、お手元の資料2ページをごらんください。

変更箇所は3カ所ございます。左が以前から使用している納付書でございます。改正案と見比べていただきますと、少し小さいですが、こちらのほうに丸公のマークが入ります。それと、それぞれに口座番号、一番左の領収済み通知書のところの一番下に金融機関取りまとめの欄に大阪貯金事務センターの文字が追加されるものです。

この変更に伴い、お手元の2ページの奈良市学校給食費納入通知書、3ページの奈良市学校給食費督促状、4ページの奈良市学校給食費分納計画書兼納付書の様式が変更となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

南都銀行などに、ゆうちょ銀行も加えるということですか。

保健給食課長

奈良市の取扱い金融機関というのがあり、南都銀行のほか、りそな銀行等があるのですが、ゆうちょ銀行につきましては、前回、システムを導入されたときに含んでおりませんでした。今回のシステム更新に伴い、ゆうちょ銀行からも納付出来るようにしようとするものでございます。

教育長

保護者の方の利便性の向上を図るという趣旨ですね。よろしゅうございますか。

それでは、議案第33号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部

	改正について」、本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議 ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 3 3 号は原案どおり可決することに決定いたしました。  次に、協議事項に入ります。 今月の協議事項のテーマは、「働き方改革に関わって～学校における部 活動の在り方について～」です。
協 議 事 項	4 協議事項「働き方改革に関わって～学校における部活動の在り方 について～」 テーマについて意見交換及び協議を行った。
教 育 長	これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。 傍聴人の方は、ご退席願います。
非 公 開 案 件	この審議は、奈良市情報公開条例第 2 9 条第 2 号の規定により非公開と する。
子ども政策課長	教育長報告（2）「飛鳥幼稚園の再編実施方針について」子ども政策課 長より概要説明  <異議なし>  本件については、了承した。
地域教育課長	教育長報告（3）「令和元年度 9 月補正予算要求額について」地域教育 課長より概要説明  <異議なし>  本件については、了承した。
地域教育課長	議案第 2 9 号「奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は 任命について」地域教育課長より概要説明  <異議なし>

学校教育課長	<p>本件については、原案通り可決した。</p> <p>議案第31号「令和2年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について」学校教育課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
保育所・幼稚園課長	<p>本件については、原案通り可決した。</p> <p>議案第34号「令和2年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」保育所・幼稚園課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
保育所・幼稚園課長	<p>本件については、原案通り可決した。</p> <p>議案第35号「奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」保育所・幼稚園課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
保育総務課長	<p>本件については、原案通り可決した。</p> <p>議案第37号「奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正について」保育総務課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
教 育 長	<p>本件については、原案通り可決した。</p> <p>続いての議案は、関係部課長のみの審議となります。 関係課部課長以外は退席してください。</p>
教職員課長	<p>議案第36号「人事について」教職員課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>

教 育 長

本日案件は全て終了いたしました。何かご連絡等はありませんでしょうか。

それでは、次回の教育委員会は、9月議会開会のために変更になる可能性もございますが、現在のところ9月27日金曜日、10時から開催予定とさせていただきます。

これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。